

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が  
達成すべき業務運営に関する目標  
(中期目標)

令和3年3月1日  
令和4年7月21日（変更）

文 部 科 学 省

## 目 次

I.	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II.	中期目標の期間	2
III.	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1.	<u>特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国</u> の政策立案・施策 <u>推進等への寄与及び教育現場への貢献</u>	
(1)	国 の 政 策 課 題 や 教 育 現 場 等 の 喫 繁 の 課 題 に 対 応 し た 研 究 の 推 進 と 研 究 成 果 の 普 及	3
(2)	評 価 シ ス テ ム の 充 実 に よ る 研 究 の 質 の 向 上	4
2.	<u>各 都 道 府 県 等 に お け る 特 別 支 援 教 育 政 策 や 教 育 実 践 等 の 推 進 に 寄 与 す る 指 導 者 の 養 成</u>	
(1)	国 の 政 策 課 題 や 教 育 現 場 の ニ ー ズ 等 に 対 応 で き る 指 導 者 の 専 門 性 の 向 上	5
(2)	各 都 道 府 県 等 が 実 施 す る 教 員 の 資 質 向 上 に 関 わ る 支 援	6
3.	<u>特 別 支 援 教 育 に 關 す る 情 報 普 及 の 充 実 や 自 治 体 ・ 学 校 へ の 支 援</u>	
(1)	特 別 支 援 教 育 に 關 す る 情 報 発 信	6
(2)	イ ン ク ル ー シ ブ 教 育 シ ス テ ム 構 築 の 國 際 的 動 向 の 把 握 と 海 外 の 研 究 機 関 の 研 究 交 流 の 推 進	7
(3)	自 治 体 や 学 校 が 直 面 す る 課 題 の 解 決 に 關 す る 支 援 や 情 報 発 信	8
IV.	業 務 運 営 の 効 率 化 に 關 す る 事 項	
1.	業 務 改 善 及 び 業 務 の 電 子 化 の 取 組	9
2.	予 算 執 行 の 効 率 化	9
3.	間 接 業 務 等 の 共 同 実 施	9
4.	給 与 水 準 の 適 正 化	9
V.	財 務 内 容 の 改 善 に 關 す る 事 項	
1.	自 己 収 入 の 確 保	10
2.	體 育 館 及 び グ ラ ウ ン ド の 外 部 利 用 の 促 進	10
3.	保 有 財 産 の 見 直 し	10
VII.	そ の 他 業 務 運 営 に 關 す る 重 要 事 項	
1.	内 部 統 制 の 充 実	10
2.	研 究 デ ー タ の 管 理 ・ 活 用	10
3.	情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 の 推 進	11
4.	大 学 ・ 関 係 機 関 等 と の 連 携	11
5.	施 設 ・ 整 備 に 關 す る 計 画	11
6.	人 事 に 關 す る 計 画	11
7.	新 型 コ ロ ナ ワ イ ル ス 感 染 症 拡 大 防 止 の た め の 研 究 所 の 事 業 に つ い て	12

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

別紙1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に係る政策体系図

別紙2 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の使命等と目標との関係

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

### ＜法人の使命＞

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、国の政策を踏まえ、特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行うこと、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする法人である。

この目的を達成するため、研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国や地方公共団体、関係機関等と連携・協力しつつ、教育実践を研究するフィールドを有し、実践的な研究と研修を一体的に行うことができる法人の強みを生かしながら、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化も踏まえた国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション（使命）とする。

### ＜法人の現状と課題＞

昭和 46 年に我が国唯一の特別支援教育（当時は特殊教育）に関するナショナルセンターとして設置され、令和 3 年に創設 50 年を迎える。この間、専門的な研究及びフィールドに根差した実践的研究と架橋した研修を実施しており、研究成果の蓄積や研修のノウハウがある点に強みがある。

また、特別支援教育に係る指導経験や専門的な知見を有する研究職員が 40 名在籍し、各障害の専門家が教育委員会等に対して専門的な指導・助言を行っていることも強みである。

さらに、我が国特別支援教育推進のためには、学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等を推進する必要があるため、筑波大学附属久里浜特別支援学校（以下「久里浜特別支援学校」という。）をはじめ特別支援学校等と連携して、全国の参考になる障害のある子供の教育に関する実際的・総合的な教育研究を行ってきた。

一方、今後の課題としては、ポストコロナの時代において、ＩＣＴを活用した効果的な研修を実施するためのノウハウの蓄積やスキル等の向上、ＩＣＴ環境や体制の整備、施設面での老朽化対策を早急に進める必要がある。

### ＜政策を取り巻く環境の変化＞

我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会である。

共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）に基づくインクルーシブ教育システムの構築が重要である。特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築のために必要不可欠なものである。

インクルーシブ教育システムの構築に向け、我が国は、平成19年に権利条約への署名を行い、平成25年に、権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）を制定し、平成26年1月に権利条約を批准した。また、「障害者差別解消法」を受けて平成27年に策定した「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づく不当な差別の禁止や合理的配慮を進めるなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けた様々な取組を進めてきたところである。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指し、特別支援教育の推進を一層加速することが、我が国重要な政策課題である。

令和元年に文部科学省に設置された「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」（令和元年9月6日設置）（以下「有識者会議」という）では、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化、それに伴い、発達障害等に対するニーズの高まりによる特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加していること等、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化を踏まえ、特別支援教育の現状と課題を整理した上で、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討が行われている。具体的には、特別支援教育を担う教師の専門性の向上、ICT利活用等による特別支援教育の質の向上、関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実について議論され、これらの実現に向けた取組の推進が求められている。

また、新しい時代の学校教育を実現させるため、「GIGAスクール構想」において児童生徒1人1台端末の整備が進められていることや、「Society5.0時代」の到来や新型コロナウイルス感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」を見据え全ての子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す「令和の日本型学校教育」の構築が目指されていることを踏まえ、ICTを活用した適切な支援方法の研究等の推進や、ICTを活用した教員研修を推進する必要がある。

このような環境変化を踏まえ、中期目標期間においては、研究所のミッションに基づき、インクルーシブ教育システムの構築、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、国、地方公共団体、大学、研究機関、学校等関係機関との連携を強化するとともに研究所の役割を更に明確にし、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、相談支援、情報普及等を一体的に実施し、特別支援教育に係る我が国唯一のナショナルセンターとして、より一層、国の政策の実現に貢献していく必要がある。

（別添）政策体系図、使命等と目標との関係

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

（事前分析表 施策目標2－8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進）

## 【重要度：高】

研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元することは、インクルーシブ教育システムの構築を図る上で不可欠であることから、重要度は高い。

### (1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及

国の特別支援教育に関する政策立案・施策推進等に寄与するため、権利条約の批准、障害者基本計画、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化、国の政策動向等を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして、国との緊密な連携による国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、戦略的かつ組織的に実施すること。また、その成果によって、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。

特に、近年では、通常の学級における取組等、特定の障害種に限らない課題が多くなっていることから、障害種を超えた横断的研究や、通常の学級における指導の充実のため、通常の学級における障害のある児童生徒を含めた学級全体への働き掛け等についての研究を進めること。

これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、学校におけるＩＣＴ活用の広がりなど研究の背景となる教育を巡る状況、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を基本としつつ、戦略的かつ組織的に実施する。なお、「研究基本計画」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。

また、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや各学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。さらに、研究に参画する都道府県等を公募し、教育現場の情報を得るなどしながら協力して研究を行うこと。

研究力の向上に向けた体制整備については、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を強化するとともに、先導的な実践を行う様々な学校との連携を確保しながら「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）上の研究開発法人として、多様な障害領域の研究者を配置している大学や国の研究機関との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進すること。また、特別支援教育以外を専門とする研究機関や関係機関や多様な機関との共同事業の実施等連携を進めること。さらに、国立教育政策研究所をはじめとする研究機関や小・中・高等学校等の校長会等関係団体との連携も強化すること。

研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図ること。また、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させ、研修内容の見直しを図るとともに、より一層の充実を図ること。

なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。

#### 【指標】

- ・国の政策立案・施策実施や教育現場の喫緊の課題解決のために必要とする課題に関する調査研究を、大学や国の研究機関等多様な機関との連携を進めながら、毎年度5～7件程度実施する。

(実績：平成28年度 10件、平成29年度 10件、平成30年度 10件、令和元年度 11件)

- ・全国の公立の教育センターを含む教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）について毎年度アンケート調査を実施し、6割以上の現場で改善に活用される。

(実績：平成28年度 30%、平成29年度 46.6%、平成30年度 70.5%、令和元年度 82.9%)

※ 第4期中期目標では、教育センターとして都道府県、指定都市、中核市が設置する教育センターのみを対象としていたが、第5期では全ての市区町村が設置するセンターとしたため、実績値は、目標よりも低い。

#### (2) 評価システムの充実による研究の質の向上

研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。また、P D C Aサイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。

#### 【指標】

- ・毎年度、外部評価を実施し、全ての研究において、研究終了時に高い評価（5段階評価で4以上）を得る。

(実績：平成28年度 100%、平成29年度 100%、平成30年度 100%、令和元年度 100%)

### 2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

(事前分析表 施策目標2－8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)

#### 【重要度：高】

ポストコロナ社会において、I C Tを活用した適切な支援をはじめ、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は喫緊の課題である。また、新しい時代の特別支援教育を担う教員の専門性向上に向けては、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員のみならず、全ての職員の資質を向上させることが求められており、各都道府県等が進める教員の資質向上への支援は喫緊の課題であることから、重要度は高い。

## (1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。

研修の実施に当たっては、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした「研修指針」を基本とするが、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、隨時、柔軟に見直しを行うこと。企画段階においては、新型コロナウイルス感染症での課題や教育現場における現状を踏まえつつ、これまでの研修の実施状況やアンケート結果から導き出された課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、国や地方自治体、教職員支援機構、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等の関係機関と協議・連携の上、研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、ＩＣＴ環境の整備の推進等、社会情勢の変化等を研修内容に反映させること。研修の形態については、研修目的に留意しつつ、宿泊及びオンラインを適切に組み合わせ、講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど工夫し、学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施すること。また、研修受講者が、研修で得られた成果を各地域に還元できること。

研修実施後は、その内容や実施方法による効果等を分析し、ポストコロナ社会におけるＩＣＴの活用や一層のオンライン研修の充実を図るとともに、「集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックス」の在り方についての検討を早急に進め、「フィールドを有する実践研究と架橋した研修」という研究所の強みを生かした研修体系を構築すること。また、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討すること。

さらに、研修を通じて、国の特別支援教育政策や久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との共同研究で得られた成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、外部有識者の意見を取り入れながらＰＤＣＡサイクルを十分に機能させる取組を行うこと。

### 【指標】

- ・ 研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようとする。

(実績：平成28年度 100%、平成29年度 83.3%、平成30年度 83.3%、令和元年度 83.3%)

- ・ 教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について80%以上の達成を図る。

(実績：平成28年度 100%、平成29年度 100%、平成30年度 94.4%、令和元年度 97.2%)。

- ・ 研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について80%以上の達成を図る。

(実績：平成28年度 96.4%、平成29年度 96.4%、平成30年度 93.3%、令和元年度 94.4%)。

※ 第5期中期目標期間の指標は第4期中期目標期間の実績よりも低いが、第5期中期目標期間においては、P D C Aサイクルを回しながら、ポストコロナ社会における新たな研修体系を構築する必要があることを踏まえ、指標を80%以上としている。

## (2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関する支援

各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施するとともに、大学等が開設する講習への協力、受講者が受講しやすくなる環境・方策及び科目・単位の拡充の可能性について検討すること。さらに、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施すること。

これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。

### 【指標】

- ・講義配信の自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに、80%以上の都道府県で行われるようにする。  
(実績：令和2年度 19.1% (9県)) (令和2年12月現在)
- ・講義配信の受講登録数を、中期目標期間終了までに、8,000人以上とする。  
(実績：平成28年度 1,877人、平成29年度 2,722人、平成30年度 3,876人、令和元年度 5,916人)
- ・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4,000人以上とする。  
(実績：平成28年度 551人、平成29年度 1,470人、平成30年度 1,574人、令和元年度 1,323人)

## 3. 特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援

(事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)

### 【重要度：高】

特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要である。また、インクルーシブ教育システムの構築は、権利条約の理念が目指す共生社会の形成に向けて不可欠であり、特別支援教育推進のための基盤となることから、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進する必要があることから、重要度は高い。

## (1) 特別支援教育に関する情報発信

### ①戦略的な広報の推進

我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容(研究内容やその成果)等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう取り組むこと。

また、情報収集・発信方策や広報の在り方を明示した広報戦略を基本としつつ、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を総合的に収集すること。研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高いＩＣＴツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い、現場での活用を促進すること。

#### 【指標】

- ・研究所のホームページについて、情報提供のコンテンツを充実し、広く学校、民間企業、各種団体等に周知するとともに、有用度に関する関係団体への聞き取りをもとに定期的に改善を行い、毎年度、年間75万以上の訪問者数を確保する。

#### ②教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じて、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実すること。特に特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対し特別支援教育の理解啓発・理解促進を行うこと。

また、発達障害教育に関し、インターネットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図るとともに、教育と福祉等の関係機関との連携に関する取組を推進すること。

さらに、特別支援教育における支援機器等教材に関する情報を収集し、特別支援教育教材ポータルサイトの充実等により、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の全ての学校において、ＩＣＴ機器等の教材を広く普及させること。

#### 【指標】

- ・発達障害教育推進センターのウェブサイトについて、年間10万件以上の訪問者数を確保する。  
(実績値：平成28年度 11万件、平成29年度 9万8千件、平成30年度 8万件、令和元年度 7万6千件)

### (2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進

我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、公表すること。

また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。

#### 【指標】

- ・中期目標期間終了までに、7か国以上の諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、情報発信するとともに、海外の研究機関とのシンポジウムやセミナー等を開催する。  
(実績値：平成28年度 8か国、平成29年度 8か国、平成30年度 6か国、

令和元年度 6か国、令和2年度 7か国)

### (3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信

#### ①インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援

我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を進め、研究所がその成果を他の地域にも還元すること。成果については、広く一般にも活用されるよう方法を工夫し、国及び各都道府県・市町村等に幅広く提供すること。

また、インクルーシブ教育システムの構築（障害者差別解消法への対応を含む。）に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。

さらに、全国特別支援教育センター協議会が全国におけるインクルーシブ教育システム構築において重要な役割を果たすよう、その取組を支援すること。得られた知見については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。

#### 【指標】

- ・都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を、中期目標期間中に30件以上実施する。
- ・地域のインクルーシブ教育システム構築のために、各都道府県・市町村からの相談支援の充実を図るとともに、研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度調査し、有意義であったとの回答を80%以上確保する。

※ 第4期中期目標期間では、都道府県・市町村から派遣された職員が研究所職員と研究をする取組を行い、参加した自治体の100%で有意義との回答を得ているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインでの支援が中心となることを想定して80%としている。

#### ②インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資するため、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図るとともに、特別支援教育センター等の関係機関と連携しながら、各学校への周知を行い、活用を促すこと。また、閲覧者の利便性をより向上させたデータベースとすること。

#### 【指標】

- ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年2万5千件を確保する。

(実績値：平成28年度 2万件、平成29年度 1万8千件、平成30年度 2万4千件、令和元年度 3万2千件)

※ 第5期中期目標期間の指標は令和元年度の実績よりも低いが、第5期中期目標においては新たな事例の掲載に努めるのではなく、第4期中期目標期間において掲載した事例の閲覧性の向上に取り組むこととしており、それを踏まえた

数値としている。

### ③関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援

校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ること。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。

日本人学校に対して、関係機関と連携を図りながら、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。

#### 【指標】

- ・毎年度、日本人学校に赴任する派遣教員には研修会を通して、海外駐在予定の保護者等には相談会を通して情報提供を行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年15回程度）に実施する。

## IV 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 業務改善及び業務の電子化の取組

業務運営に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）を踏まえ、現在の業務プロセスを調査・分解し、問題点を明らかにした上で、業務プロセスそのものの再構築を図ること。

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、複数年契約等による調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ること。

中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費1%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図ること。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること。

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのつとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

また、業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内や申し込みのオンライン利用の推進など、電子化できる業務の洗い出し及び取組の検討を行い、業務の効率化につなげること。なお、デジタル技術の利活用に当たっては、デジタル化自体を目的とするのではなく、デジタル化によって組織を変革し、新たな価値を創造するデジタルトランスフォーメーション（DX）を意識することとする。

### 2. 予算執行の効率化

業務達成基準による収益化の原則に基づいた、管理体制のもと、予算執行の効率化を進めること。

### 3. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。

## 4. 紙面水準の適正化

研究所の紙面水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の紙面水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、紙面水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。

## V 財務内容の改善に関する事項

### 1. 自己収入の確保

国の政策動向に即応した機動的な研究の推進を図るとともに、研究の多様性を確保するため、組織として、積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ること。また、受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ること。

宿泊研修施設や体育館及びグラウンドについては、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。

### 2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進

体育館については、研修事業での活用を図るとともに、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。

グラウンドについては、体育館と同様に、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。

### 3. 保有財産の見直し

保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。

特に、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、見直しを行うこと。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1. 内部統制の充実

研究所の内部統制については、基本方針を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムを充実・強化すること。

また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ①研究所のミッションや理事長の指示を確実に組織内の各階層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる仕組みの運用
- ②研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングを、理事長のリーダーシップの下、日常的に進めていくこと。

### 2. 研究データの管理・活用

研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や、他の研究機関等との間でデータの共有・活用を図るため、組織的な体制・環境の整備を行うこと。

### 3. 情報セキュリティ対策の推進

政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施すること。

また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、P D C A サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

### 4. 大学・関係機関等との連携

#### 【重要度：高】【困難度：高】

令和3年度に、科技イノベ活性化法上の研究開発法人となることから、研究の多様性の確保に努め、大学・関係機関等と連携しながら先端的な研究を推進することが必要であり、重要度は高い。また、新たに連携を進めていくことになるため、困難度は高い。

##### (1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力

学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等を推進するため、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等と連携し、障害のある子供の教育に関する実際的・総合的な教育研究の推進を図ること。また、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け、積極的な協力をすること。

研修においても、久里浜特別支援学校での実地研修をカリキュラムに盛り込むなどして、研修受講者の専門性向上を図ること。

##### (2) 関係機関との連携強化

全国の特別支援教育センターとの連携を強化し、研究・研修の実施、成果の報告、情報収集・発信を一層推進していくこと。

また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化し、特別支援教育に関する学際的研究の可能性を広げること。

さらに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学や民間企業等と実施すること。特に、教育におけるI C T や先端技術の活用が進んでいることから、I C T の活用に関する情報収集や連携強化に努め、研究活動の水準向上に取り組むこと。

#### 【指標】

- ・第5期中期目標期間中に複数の関係機関と計画的に事業を推進するため、連携協定を締結し、少なくとも1以上の共同研究を実施する。

### 5. 施設・整備に関する計画

令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。

## **6. 人事に関する計画**

新規採用や人事交流、多様な専門性を有する研究職員やデジタル技術を利活用できる専門人材等の採用・活用等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ること。また、研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ること。

評価に関しては、研究者が行う、外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげること。

以上について、人材確保・育成方針を策定すること。

## **7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について**

ポストコロナ段階を見据え、研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進めること。

また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施すること。